

1. 件名：特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合への対応について

2. 日時：令和5年2月28日 11:50～12:30

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

日立造船株式会社：

脱炭素化事業本部プロセス機器ビジネスユニット原子力機器事業推進

室長 他6名※

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）から、本日の審査会合（第24回特定兼用キャスクの設計の型式証明等に係る審査会合）において、議論された以下の事項についての確認があった。

- 遮蔽評価解析における上部格子枠の格子状のモデル化の考え方について、どのように保守的な設定としているのか、また評価の妥当性について説明すること。
- 遮蔽機能の評価における中性子遮蔽材の質量減損（最大部位で1.7%）について、貯蔵期間中の温度低下を時間区分して階段状に温度低下するものとして考慮し、劣化パラメータの式を用いて中性子遮蔽材の質量減損率を計算していることの妥当性を説明すること。
- 表面線量当量率（0.30mSv/h）は、先行キャスクと比較して大きく低減している理由として、補足説明資料別紙7-1に「中性子源と側部の中性子遮蔽材等との位置関係に違いがあり、（中略）中性子が遮蔽されやすい構造となっている。」とあるが、「中性子が遮蔽されやすい構造」について具体的な構造を説明すること。
- 長期健全性評価における温度評価のうち、使用済燃料（燃料被覆管/Zrライナなし）の温度について、基準値（200℃）に近い値（197℃）となっていることについて、この基準値の根拠及び保守性、並びに評価温度算出のための解析の保守性を説明すること。

(2) 原子力規制庁は、上記の確認事項に関する説明資料の作成を依頼するとともに、本日の審査会合における議論を踏まえ、引き続き確認を行うことを伝えた。

(3) 日立造船より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料なし

以上